

四日市市告示 第309号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「旧地方自治法施行令」という。）第158条第1項の規定により、コンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機から交付する各種証明書に係る手数料の収納事務を下記のとおり委託したので、旧地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

四日市市長 森 智 広

1. 委託を受けた者の名称及び住所または事務所の所在地

東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 椎橋 章夫

2. 委託した事務の種類

戸籍手数料の収納事務
住民登録手数料の収納事務
印鑑証明等手数料の収納事務
納税証明等手数料の収納事務

3. 委託した期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(市民生活部市民課)